

みなさんからの「ご意見」でよりわかりやすい基本計画に

美濃加茂市男女共同参画基本計画（案）に関する意見を募集します

男女共同参画社会基本法の成立

平成11年に男女共同参画社会基本法が成立しました。

これは、男性や女性と分けて分けるのではなく、すべての人が一人の人間として認めあい、尊重しあい、そして喜びや責任も分かち合う社会の実現を目指そうという法律です。

この法律では、性別で固定化された役割分担の意識を変えることを必要としており、さまざまな法律や社会制度などに大きな影響を与えています。

たとえば、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」身体的・精神的・経済的・性的暴力など「防止法」が施行されたことです。多くの人が新聞やテレビで目にしたし、耳にしたことがありませんか。さらに、子どもを育てる親を助けるための制度が充実されたり、「男女雇用機会均等法」では、職場におけるセクハラ（セクシュアルハラメント）の防止に関して、事業主の配慮などが義務化されました。

市が計画をまとめるまで

市では、平成13年4月に男女共同参画を推進するための懇話会を設けて、何回も話し合いをしていただきました。

そして、提出された基本計画に対するさまざまな提案をもとに、美濃加茂市男女共同参画基本計画（案）を作成しました。

どんな「ご意見」でも結構です

「この表現がわかりにくい」「○○って言葉はどっいう意味なの？」など、何でも結構です。基本計画（案）に対する皆さんの「ご意見」や「感想をお伺いし、よりわかりやすいものにしていきます。

この基本計画に関する具体的な事業内容（子育て支援や、安心して暮らせるための条件づくりなど）については、市民まちづくり推進室にて見ていただくか、または市のホームページで見ることが出来ます。

ぜひ、「ご意見」や「感想」をお寄せください。左の表はその一部を抜粋したものです。

